

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年7月3日、令和2年度木古内町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和2年7月22日提出
木古内町長 鈴木 慎也

令和2年度木古内町一般会計補正予算（第6号）

令和2年度木古内町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ42,092千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,098,412千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年 7月 3日専決

木古内町長 鈴木 慎也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰 入 金		370,806	42,092	412,898
	1 基 金 繰 入 金	364,056	42,092	406,148
歳 入 合 計		5,056,320	42,092	5,098,412

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		110,462	42,092	152,554
	1 商 工 費	110,462	42,092	152,554
歳 出 合 計		5,056,320	42,092	5,098,412